

令和6年度
織物業内製化支援事業補助金
【募集要項】

申請期間
4月1日（月）～5月31日（金）

与謝野町産業観光課
電話：0772-43-9012

1. 事業の目的

与謝野町の伝統産業である織物業及びその関連産業の振興及び発展を図るため、事業活動における生産工程の内製化及び集約化を図ろうとする織物事業者が行う設備投資及び人材育成等の取組に対し支援します。

2. 補助対象事業者

次の（１）から（４）まで条件をすべて満たす事業者

- （１）次に掲げるいずれかの法人又は個人
 - ア 本町に本店の登記の所在地がある中小企業者又は小規模企業者
 - イ 与謝野町企業立地促進条例第４第２項の指定を受けた者
 - ウ 本町に住民登録があり、かつ、本町に事業所の本店を有する者
- （２）町税等に滞納がない事業者
※町税等とは…与謝野町税条例（平成１８年条例第５７号）第３条に規定する町税、同第１９条に規定する延滞金及び同第２１条に規定する督促手数料。
- （３）次に掲げるいずれにも該当しない者
 - ア 国及び法人税法別表第１に規定する公共法人
 - イ 政治団体
 - ウ 宗教上の組織又は団体
 - エ 暴力団その他の反社会的勢力
 - オ 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- （４）統計法（平成１９年法律第５３号）第２８条第１項の規定に基づき定められた日本標準産業分類のうち中分類１１繊維工業に属する事業を行う事業者。
※織物業、撚糸業、整経業、紋工業及び精練整理加工を行う事業所

3. 補助対象事業の内容

補助対象事業	（１）補助対象者が外注委託している製織工程及び当該工程に関連する工程を、外注委託によることなく補助対象者が有する設備を使用して自ら実施する事業 （２）合併、事業の譲渡、事業の承継その他これらに類する行為により、織物業を営む他の事業者から業務の全部又は一部を引き継いだ事業を、補助対象者が有する設備を使用して自ら実施する事業 （３）新たに導入する準備工程、製織工程等において、担い手の技術力向上に係る事業
補助対象経費	【ハード】 機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、設置費、新たな関連工程設置に係る建物建築費、その他町長が認める経費 【ソフト】

	<p>講師謝礼、交通費、受講料、賃借料、手数料、その他町長が認める経費 ※消費税は対象外 ※申請代行手数料や申請手続立会費用等は補助対象外 ※ハード事業については対象経費の合計が20万円に満たない場合は、対象となりません。</p>
補助率	<p>【ハード】 対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て） （上限額200万円、下限額10万円） 【ソフト】 対象経費の4分の3以内（千円未満切り捨て） 上限額50万円、下限額5万円 ※予算額の範囲内での補助金交付とします。申請数により補助率が下がる場合があります。</p>
補助対象期間	<p>交付決定日～令和7年1月31日（金） <u>※原則、補助金の交付決定を受けてから着手し、令和7年1月31日までに支払いを完了させること。</u>ただし、早期着手の必要性から事前着手届を提出する場合は交付申請日以降が補助対象期間となります。</p>
その他	<p>ハードメニューは与謝野町が募集するその他織物関係の補助事業との重複申請はできません。（※内製化支援事業補助金のソフト事業を除く）</p>

4. 交付申請

（1）提出書類

・交付申請書（様式第1号）

添付書類

① 実施計画書（別紙1）

※設備の更新・改修の場合、製造番号の表示がある設備については、更新・改修前の設備の製造番号もご記入ください。

② 事業費所要額調（別紙2）

③ 事業収支予算書（別紙3）

④ 添付資料早見表に記載されている書類

⑤ 内製化に伴う経営力向上計画書

⑥ 見積書の写し ※整備内容や数量、消費税抜き額が明記されているもの。

⑦ 町税等納税証明書（補助金申請専用の納税証明書）

5. 交付決定前の着手について

効率的な事業実施のため早期着手の必要がある等の理由により、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、下記の注意事項に承諾していただく必要があります。

交付決定前の着手に関する注意事項

- (1) 交付申請日の前日以前に着手されているものは補助の対象となりません。
- (2) 交付申請書の提出があっても、審査の結果不交付となる場合もあります。
- (3) 申請から補助金交付決定を受けるまでの間に、計画変更は行えません。
- (4) 補助金交付決定を受けるまでの間に、天変地異等により、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は申請者の負担となります。
- (5) 補助金交付決定額は、交付申請額より小さい場合があります。

6. 審査

緊急性、稀少性及び必要性等を総合的に審査し、交付・不交付を決定します。

7. 交付決定

交付事業者には、補助金額を決定し通知します。

※補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付決定額は交付申請額を下回る場合があります。

※交付決定後において事業内容変更や事業の取り止めが生じた場合の不用額については、追加交付決定をし分配する場合があります。

8. 実績報告

補助事業終了後、速やかに以下の書類を提出してください。

書類提出締切：令和7年1月31日（金）

- ・実績報告書（様式第5号）

添付書類

- ① 事業結果報告書（別紙1）
※製造番号の表示がある設備については、整備した設備の製造番号もご記入ください。
- ② 事業費精算書（別紙2）
- ③ 事業収支決算書（別紙3）
- ④ 事業完了を証明する写真
- ⑤ 金融機関への振込人、振込先、振込日及び振込金額が確認できる書類の写し
（提出書類の例：振込依頼書の写し、通帳の該当欄の写し等）
- ⑥ 請求書・請求明細書の写し※整備内容や数量及び消費税抜き額が明記されているもの。
- ⑦ 町税等納税証明書（補助金申請専用の納税証明書）

9. 事業の変更・中止等

事業の途中で、導入する設備の変更（整備する場所や数量の変更など）又は中止をする場合など、補助対象経費20パーセントを越えるような事業は「変更（中止）承認申請書（様式

第3号)」を提出し、事前に承認を受けることが必要です。この場合は、必ず、事前に担当者まで相談してください。

なお、対象事業費が増額しても、補助金の増額は原則認められません。

10. 事業の状況報告

出いただいた経営力向上計画書を元に必要に応じて、補助事業の遂行及び収支の状況について報告を求めたり、職員による現地調査等を行う場合があります。

11. 補助金の返還、関係書類の保存等

交付要綱等に違反した場合や、補助金を目的外に使用した場合には、交付決定を取消し、補助金の返還を求めることがあります。

補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠書類を事業実施年度の終了後、10年間保存しておくことが必要です。また、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の場合、取得財産管理台帳（京都府伝統産業生産基盤支援事業補助金様式）を備え、保管状況を明らかにするとともに、減価償却資産の耐用年数（10年を超える場合は、10年間）に相当する期間は、その処分が制限されます。

12. 書類の提出、お問い合わせ先

〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798 番地 1

与謝野町役場産業観光課（本庁舎） 電話：43-9012